

令和8年1月26日受付 肝付町議会事務局 第35号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和8年1月23日（金）午前 9時25分 ～ 午前10時4分  
午前11時13分 ～ 午前11時20分
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 議員（13名出席） 欠席：益山議員
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
  - (1) 第1回肝付町議会臨時会について
    - 第1号 会期日程について
    - 第2号 付議事件について
  - (2) 執行部からの説明
    - ①令和7年度肝付町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて【総務課】
    - ②人事院勧告による給与改定について【総務課】
    - ③一般会計補正予算（第8号）関連学校管理費修繕料について【教育総務課】
  - (3) 議員委員会からの報告等について
  - (4) その他
    - ①予算審査特別委員会に係る紙資料の希望について
    - ②議場音響設備取替工事について
    - ③議会モニター（任期：令和7年3月1日から令和8年2月28日）について
    - ④肝付町ブランド米検討委員会委員の推薦について
- 8 閉会

### 議長あいさつ

定刻前であるが、臨時議会前の全員協議会を始める。益山議員が体調不良のため欠席となる。本日招集された臨時議会に関し、提出する議案について執行部から事前の説明を行いたいとの申し出があったため、全員協議会を開いた。

### 説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

#### (1) 第1回肝付町議会臨時会について

第1号 会期日程について

- ・令和8年1月23日（金）の1日限り
- ・午前10時開会

出席議員：承認

## 第2号 付議事件について

- ①承認第1号 令和7年度肝付町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについては、町長・総務課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を行う。
- ②議案第1号 肝付町長等の給与等に関する条例の一部改正についてから 議案第5号 肝付町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの5条例の一部改正については、町長・各条例担当課長が説明した後、質疑・討論・採決を各条例ごとに行う。
- ③議案第6号 令和7年度肝付町一般会計補正予算(第8号)から 議案第11号 令和7年度肝付町立病院事業会計補正予算(第2号)までの6会計補正予算については、町長・各会計担当課長が説明した後、質疑・討論・起立採決を各会計ごとに行う。

出席議員：承認

### (2) 執行部からの説明

#### ①令和7年度肝付町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認を求めることについて

【総務課：総務課長説明】

- ・内容: 令和7年度一般会計補正予算第7号(衆議院議員解散総選挙関連)。
- ・理由: 10月27日投票開票の選挙に向け、ポスター掲示板設置や入場整理券印刷等に早期着手する必要があるため、1月16日付で専決処分を行った。

出席議員：質問なし

#### ②人事院勧告による給与改定について【総務課：課長説明】

人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて町職員の給与改定を行う。

- ・訂正報告: 総務課長より、議案配布後、議案第5号(会計年度任用職員関連)の附則における施行日および「給与」の文言(正しくは報酬または費用弁償)に関する訂正と謝罪があった。
- ・主な改定内容:
  - 給料表: 若年層に重点を置きつつ全級引き上げ(平均10,975円増)。令和7年4月1日に遡及適用。会計年度任用職員も国の通知に基づき遡及適用する。
  - 通勤手当: 10km以上の区分で引き上げ(200円~7,000円程度)。60km以上の区分を細分化し、最大100kmまで設定。国に合わせて駐車場利用手当(上限5,000円)も規定整備(令和8年4月適用)。
  - 期末・勤勉手当: 年間支給月数を0.05月分引き上げ(4.60月→4.65月)。令和7年度は12月支給分で調整する。
  - 財源: 給与改定に伴う増額分(約5,000万円)に対し、国から普通交付税の追加交付(約1億7,880万円)措置がなされている。

#### 【質疑応答】

- ・宮後議員: 「若年層」の定義は?
  - 総務課長: 明確な定義はないが、初任給は正の観点から20代~30代をイメージしている。
- ・前原議員: 昇給による逆転現象は起きないか?
  - 総務課長: 現職での逆転は起きない。
- ・中原議員: 通勤手当について、遠距離通勤を優遇するのではなく、町内居住を促すような制度設計にすべきではないか。
  - 総務課長: 今回は国の制度に準拠した改定である。
  - 町長: 職員が事情に基づいて働けるよう考慮しつつ今後検討する。
- ・富永議員: 人事院勧告は国家公務員向けのものであるため、町の財政状況や類似団体との比較を考慮し、町独自の線引きを検討すべきである。
  - 町長: 財政状況が悪化すれば給与水準の見直しも必要になる認識であり、今後十分検討する。

#### ③一般会計補正予算(第8号) 関連学校管理費修繕料について【教育総務課：課長説明】

- ・内容: 高山小学校へ電動車椅子を使用する児童が入学予定であることに伴う環境整備。
- ・詳細:
  - 階段昇降機(平成21年購入)のバッテリー交換等の修繕。
  - 手洗い場の蛇口を、タッチ式かつ高さ調整可能なものへ取り替える修繕。

**【質疑応答】**

- 出席議員: 質問なし。

**(3) 議員・委員会からの報告等について**

- 出席議員: 特になし。

**(4) その他**

**① 予算審査特別委員会に係る紙資料の希望について**

事務局より、3月定例会の当初予算審査に向けた資料（一般会計、水道事業、病院事業、国保、後期高齢者、介護等の各予算書および施政方針）について、紙媒体での配布を希望する議員の確認を行い、希望者は挙手により対応した。

**② 議場音響設備取替工事について**

12月定例会で可決された議場の音響設備取替工事について、以下の通り報告があった。

- 指名・落札結果: 町内電気事業者6名による指名の結果、有限会社下西電設工業が落札した。
- 落札金額: 990万円。
- 工期: 3月定例会は新音響設備で実施予定。2月25日の全員協議会時には設備が整っている見込。
- 運用: マイクが変更され、スイッチのON/OFFは事務局側で管理する形式となる。

**【質疑応答】**

- 中原議員: 今回の臨時会において、議場内のモニター表示と町長の朗読箇所が一致せず迷うことがあるため、改善の要望が出された。

**③ 議会モニター（任期：令和7年3月1日から令和8年2月28日）について**

現在の議会モニターの任期が令和7年3月1日から令和8年2月28日までとなっている件について、事務局より報告があった。

- 募集予定: 4月発行予定の議会だよりで公募を行う。
- 任期変更: 次回より任期を年度単位（4月～3月）に変更する方針が示された。

**④ 肝付町ブランド米検討委員会委員の推薦について**

執行部（農業振興課）より議会から1名の推薦依頼があり、協議の結果、以下の通り決定した。

- 経緯: 農業等の議論に適任であるとして宮後議員を推薦する意見があり、前原議員が賛成の意見あり。その後、全議員が承諾したことにより、宮後議員が決定した。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留 智哉



令和8年2月26日受付 肝付町議会事務局 第76号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和8年2月25日(水) 午前 9時53分 ～ 午前11時45分
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 議員(13名出席) 欠席：中原議員
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
  - (1) 3月定例会の日程について
  - (2) 一般質問等の取り扱いについて
  - (3) 諸報告書の提出期限について
  - (4) 委員会の日程について
  - (5) 定例会付議事件について
    - ① 初日：提出議題について
    - ② 中日：一般質問
    - ③ 最終日：議案等について
  - (6) 陳情書等の取り扱いについて
  - (7) 議員派遣について
  - (8) 執行部からの説明
    - ① 専決処分の報告について(貸金返還請求事件)
    - ② 肝付町過疎地域持続的発展計画の策定について
    - ③ 肝付町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
    - ④ 肝付町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
    - ⑤ 肝付町水道事業給水条例の一部改正について
    - ⑥ はやぶさネット契約数の算定基準変更について
  - (9) その他
    - ① 議会モニターからの意見書について
    - ② 「肝付町議会の個人情報保護に関する条例施行規程」の一部改正について
    - ③ 執行部との親睦会について
    - ④ 傍聴者との意見交換会について
    - ⑤ 議員積立の収支報告及び返金について
    - ⑥ 貸与パソコン及び防災服等の回収について
    - ⑦ 初議会の招集請求議員(4名：定数の1/4以上)について
    - ⑧ 自治功労者表彰及び第40回町村議会広報全国コンクール表彰(伝達)について
    - ⑨ 情報端末機器(クロムブック)操作説明及びAI活用研修について
    - ⑩ 退職(役職定年)管理職のあいさつについて
    - ⑪ 議員・委員会からの報告
- 8 閉会

## 議長あいさつ

定刻前であるが、3月定例会前の全員協議会の開会を宣言し、3月定例会では施政方針演説や予算審査等が予定されており、忙しくなることが予想されるものの、よろしくお願ひしたいと協力を呼びかけました。あいさつの後、本題である協議に入っていく旨を伝えました。

## 説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

### （1）3月定例会の日程について

- 2月27日（金） 本会議（初日）
- 3月18日（水）・19日（木） 本会議（中日）
- 3月23日（月） 本会議（最終日）
- 会期：25日間

※いずれも午前10時開会

出席議員：質問なし・承認

### （2）一般質問等の取り扱いについて

※2月27日（金）定例会初日に令和8年度施政方針演説

- 通告締切日：3月2日（月）正午
- 議会運営委員会：3月3日（火）特別委員会終了後

出席議員：質問なし・承認

### （3）諸報告書の提出期限について

- 所管事務調査報告書、閉会中継続調査申出書の提出期限は、提出期限：3月17日（火）17時まで

出席議員：質問なし・承認

### （4）委員会の日程について

- 全員協議会 3月19日（金） 本会議終了後  
※執行部からの申し出があり次第日程を決めさせていただきます。
- 総務・文教委員会 3月10日（火） 午前10時
- 産業・福祉委員会 3月12日（木） 午前10時
- 議会広報委員会 3月13日（金） 特別委員会終了後
- 議会運営委員会 3月3日（火） 特別委員会終了後

#### ▪ 予算審査特別委員会

※3月定例会には、各会計当初予算案が提出されるので、予算審査特別委員会を設置して審査を行う。

※中原議員からオンラインでの委員会参加の申し出があり、規程に基づき各委員会にて判断することとした。

出席議員：質問なし・承認

### （5）定例会付議事件について

#### ① 初日：提出議題について

報告第1号 専決処分の報告について(貸金返還請求事件)は、町長・畜産課長が報告を行う。質疑等は行わない。

議案第12号 肝付町過疎地域持続的発展計画の策定については、町長・企画調整課長の説明を受けた後、質疑・討論・採決を行う。

議案第13号から議案第20号までの各条例の制定・廃止・一部改正については、町長・各課長が説明した後、質疑・討論・採決を行う。

議案第21号から議案第24号までの令和7年度各会計補正予算は、町長、総務課長、各会計担当課長が説明した後、各会計ごとに、質疑・討論・起立採決を行う。

議案第25号から第31号までの令和8年度各会計当初予算は、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会を設置して審査を行う。

・予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、特別委員会設置後の委員会で決定するものですが、例年、総務・文教委員会の委員長、副委員長が就任している。また、会場は、本会議場での実施とし、定例会（初日）終了後に特別委員会を開く。

② 中日：一般質問

③ 最終日：議案等について

- ・議案がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決（予算関係の議案は起立採決）を1件ごとに行う。
- ・同意案件がある場合は、説明を受けた後、質疑・討論・採決を1件ごとに行う。
- ・常任委員会に付託された事件で、委員長報告及び発議（発委）があるものは、1件ごとに質疑、討論、採決を行う。
- ・当初予算については、特別委員長の審査報告を受けた後、委員長への質疑を行い、次に討論を行い、その後、会計ごとに起立採決を行う。
- ・閉会中の所管・所掌事務調査の議決を行う。
- ・議員派遣の議決を行う。

出席議員：質問なし・承認

## （6）陳情書等の取り扱いについて

※受理案件なし

## （7）議員派遣について

① 県町村議会議長会主催議員研修会及び郡町村議会議長会主催議員研修会

目的 県町村議会議長会主催議員研修会及び郡町村議会議長会主催議員研修会への出席

場所 鹿児島市

期間 令和8年5月13日～14日

議員 全議員

② 全国町村議会議長・副議長研修会

目的 全国町村議会議長・副議長研修会への出席

場所 東京都

期間 令和8年5月26日～27日

議員 議長・副議長

出席議員：質問なし・承認

## （8）執行部からの説明

① 専決処分 の報告について（貸金返還請求事件）

・説明内容（畜産課長）

旧内之浦町時代（平成9～12年）の優良牛保留資金貸付基金事業に係る過誤払金返還請求事件について説明し、残額は41万9,000円であり、令和7年1月を最後に返済がなく支払い能力はあると見込まれるため、専決処分にて裁判所での調停手続き（弁護士委任）の届け出を行った。

・質問（宮後議員）

債務者が現在、鹿屋市に住んでいるという確認はしっかりと取れているのか。

・回答（畜産課長）

鹿屋市に住んでいることを確認している。

- **質問（宮後議員）**  
旧内之浦町時代に資金を借りた後、何年も前に転居したということか。
- **回答（畜産課長）**  
旧内之浦町時代には父親と牛を飼っており、その後引っ越して随分と経っている。
- **質問（益山議員）**  
これまで一生懸命回収を進めてきたと思うが、今回は「もう回収の見込みがない」と判断しての手続きなのか、それとも「見込みはあるが法的手続きに出た方が良い」という判断なのか。
- **回答（畜産課長）**  
債務者は近隣の農場等で働いており面識もあった。これまでも不定期ながら少しずつ納付があったため、「支払い能力はある」と判断した上で、弁護士と法的手続きの準備を進めている。
- **質問（益山議員）**  
支払い能力があり通常の生活をしているにも関わらず、役場に連絡してこないのはあんまりだという判断で今回の手続きに至った、という理解でよいか。
- **回答（町長）**  
感情に基づくものではなく、法の手続きに則って粛々と進めている。今後の判断は裁判所等の司法に委ねる方針である。

## ② 肝付町過疎地域持続的発展計画の策定について

- **説明内容（企画調整課長）**  
現行計画の期間終了に伴い、令和8年度から令和12年度までの5年間を期間とする新計画を策定する。過疎対策事業債などの財政支援措置を活用するための重要な計画であり、鹿児島県知事との協議も完了している。
- **質問（富永議員）**  
過疎対策の計画は各課の施策や総合計画に密接に関連するものである。総合計画や各課が行う予算措置との結びつきや統一性がしっかりしていないと計画が機能しないため、企画課として全体的な統一や農業政策等との整合性を図っているか。
- **回答（企画調整課長）**  
次期総合計画（令和8年度～）は現在策定中であるが、計画内容は総合計画に含めながら策定を進めていく。過疎対策事業債を活用できる事業を組み込まないと財源的に不都合が生じるため、しっかりと整合性を図っていく。農業政策等とも現時点では一致しており、今後の計画に変更が生じた場合は都度議会に諮って変更していく。
- **質問（松元議員）**  
前回の5年間の計画に対する評価や反省は行われているか。また、その評価のまとめや記録を踏まえて今回の新計画に入れ込んでいるのか。
- **回答（企画調整課長）**  
それぞれの所管課でこれまでの反省や今後取り組むべき事業を確認・勘案し、企画調整課でまとめている。過疎計画自体については特定の様式に基づく公式な評価記録はないものの、関連する総合計画や地方創生の計画においては、KPIを用いた公式な評価を行っている。

## ③ 肝付町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

## ④ 肝付町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

【③及び④は関連性があるため同時に協議】

- **説明内容（健康増進課長）**  
令和8年4月から開始される「こども誰でも通園制度」の実施に向けた、施設認可基準および運営基準を定める2つの条例の制定。対象は0歳6ヶ月から3歳未満の未就園児で、就労要件を問わず月10時間上限で利用可能となる。
- **質疑（宮後議員）**  
原則として月10時間が上限とされている理由と、町が想定している利用料について教えてください。
- **回答（健康増進課長補佐）**  
未就園児を持つ家庭の約6割が育児の孤立化に直面しているため、保育園を相談や経験の場として活用し孤立を防ぐという目的から、国が基準として「月10時間」と定めた。また、300円という金

額も食事やおやつ代の目安として国が示した基準であり、町もこれに則って設定する予定である。

・質疑（宮後議員）

条例第3条の「健やかに育成されることを保障する」という表現は重い責任を伴うが、具体的にどのように保障するのか。

・回答（健康増進課長補佐）

保育士が余裕を持って質の高い保育にあたるよう、国が定める配置基準（乳児3人に1人、幼児6人に1人など）を「最低ライン」として厳守させることで育成環境を保障する。この基準を下回することは認められないが、施設側が基準以上の人員を手厚く配置することは推奨される。

・質疑（富永議員）

0歳6ヶ月から3歳未満の対象人数はどの程度見込んでいるのか、また条例制定に伴う予算の積算根拠は何か。

・回答（健康増進課長）

本制度は全国共通のアプリを通じて予約ができ、里帰り出産等で一時的に町に滞在する対象者も利用可能となるため、現段階ではっきりとした利用人数を把握するのは困難である。

※この予算の根拠についての詳細は、予算審査特別委員会にて引き続き協議することになった。

・質疑（議長）

2月末の条例上程から4月1日の全国一斉スタート（アプリ予約開始）まで期間が短い、町内の施設は人員確保などの準備が間に合うのか。

・回答（健康増進課長補佐）

3月上旬に「子ども・子育て会議」を開催して認定施設を決定し、3月中に全ての手続きを終えるよう最大限努力する。また、昨年10月の同会議で施設側への事前説明は既に済んでおり、意向確認のアンケートも実施済みであるため、参加を希望する事業所は国のシステム登録（3月1日開始予定）に向けて既に準備を進めている。

⑤ 肝付町水道事業給水条例の一部改正について

・説明内容（水道課長）

災害等の非常時に地元業者の確保が困難な場合、他の市町村登録の指定給水装置工事事業者による工事を可能とし、早期復旧につなげるための改正する。また、重複していた条項の削除を併せて行う。

出席議員: 質問なし

⑥ はやぶさネット契約数の算定基準変更について

・説明内容（デジタル推進課長）

光ファイバー貸出（IR契約）に伴う使用料の算定基準について、NTT西日本のシステム統合に伴い全国統一基準へ変更する。

・質問（前原議員）

新基準での契約数（3013回線）と比較して、これまでの旧基準での契約数（3180回線）の方が多かった（町が多く使用料を受け取っていた）ことになるが、過去に遡って返金するなどの措置は必要なのか。

・回答（デジタル推進課長）

NTT西日本に確認したところ、旧基準での数値は多かったとはいえ（当時の集計方法に基づく）「正確な数値」であるとの報告を受けている。そのため、過去に遡って「多かった分を返金してほしい」と求められることはないことを確認している。

(9) その他

① 議会モニターからの意見書について

・説明内容（議長）

いろいろとご意見をいておりますので、議員の皆様もお目同しのほどよろしくお願いたします。（提出された意見書への目通しが依頼された）

② 「肝付町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」の一部改正について

・説明内容（議会事務局長）

健康保険証の廃止やマイナンバーカード一体化等に伴い、本人確認書類から健康保険証と住民基本台帳カードを削除する改正案となる。

出席議員: 質問なし・承認。

③ 執行部との親睦会について

3月23日（月）叶岳ふれあいの森「木遊館」を午後6時から仮予約済全議員参加としている。会費は各自から徴収する。

欠席報告：3月6日（金）までに連絡をお願いします。

出席議員: 質問なし・承認

④ 傍聴者との意見交換会について

3月23日（月）本会議（最終日）終了後に全議員参加で開催する。

出席議員: 質問なし・承認

⑤ 議員積立の収支報告及び返金について

後日監査を行い、改めて報告する。

出席議員: 質問なし・承認

⑥ 貸与パソコン及び防災服等の回収について

- 改選に伴い、4月24日（金）までに議会事務局へ、本体及び電源ケーブルの返却をお願いします。なお、初期パスワードを変更されている方は、変更後のパスワードをお知らせ頂くか、初期パスワードに再変更をお願いします。

- 防災服等（防災服・ヘルメット・半長靴・帽子・ベルト）につきましては、4月24日（金）までに事務局へ返却をお願いします。なお、ロッカー内の私物はお持ち帰りください。

出席議員: 質問なし・承認

⑦ 初議会の招集請求議員(4名：定数の1/4以上)について

議会運営委員会、総務・文教委員会、産業・福祉委員会、議会広報委員会の各委員長4名で4月中旬に招集請求

※議員懇談会 4月30日（木）

※初議会 5月1日（金）

※立候補予定者説明会において5月の研修予定含めて日程周知を行う。

出席議員: 質問なし・承認

⑧ 自治功労者表彰及び第40回町村議会広報全国コンクール表彰（伝達）について

第77回県議長会 定期総会において、表彰伝達があった。

伝達表彰：3月議会初日終了後、議場で行う。

対象者：全国町村議会議長会表彰 自治功労者 柳 一夫 副議長

第40回町村議会広報全国コンクール表彰 奨励賞（企画・構成部門）

肝付町議会 議会広報委員会 松元健作 委員長

出席議員: 質問なし・承認

⑨ 情報端末機器（クロムブック）操作説明及びAI活用研修について

5月中を目処に、肝付町のデジタル推進に係る最高デジタル推進責任者（CDO）補佐官の牛島清豪氏（株式会社ローカルメディアラボ）による研修を計画

出席議員: 質問なし・承認

⑩ 退職（役職定年）管理職のあいさつについて

3月議会最終日終了後、議場にて行う。

出席議員: 質問なし・承認

⑪ 議員・委員会からの報告

出席議員: なし

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留 智哉



令和8年3月23日受付 肝付町議会事務局 第126号	議長	局長	次長	係
	電子	電子	電子	電子

## 全 員 協 議 会 会 議 録

- 1 日 時 令和8年3月19日（金）午後2時10分 ～ 午後2時20分
- 2 場 所 議員控室
- 3 出席議員 議員（14名出席）
- 4 事務局職員 西迫事務局長・西森次長・小野原参事
- 5 説明員 なし
- 6 参考人 なし
- 7 会議に付した事件
  - (1) 議員積立の収支報告及び返金について
  - (2) 議員・委員会からの報告等について
  - (3) その他
- 8 閉会

### 議長あいさつ

ただいまより全員協議会を始めます。昨日、今日の一般質問大変お疲れ様でした。非常にいい議論ができたのではないかと考えております。早速ですが、協議事項に入っていきたいと思えます。議員積立の収支報告書及びについてです。報告書について説明を事務局でお願いいたします。

### 説明内容・協議結果・決定事項など（質問・意見含む）

- (1) 議員積立の収支報告及び返金について
  - 事務局より、令和7年度分の議員積立金の収支について報告。
  - 積立金は毎月3,000円、および賞与月（6月・12月）に各3,000円が徴収され、全国議員互助会加入負担金や団体保障制度掛金などに支出された。
  - 最終的な残金は各議員へ現金で配布となり、発生した端数については、通帳に残高として残すこととなった。
  - 柳副議長より監査報告が行われ、令和7年4月1日から令和8年3月3日までの現金の出入りについて監査した結果（監査実施日：令和8年3月4日）、収入・支出ともに適正に処理されていることが確認された。
- (2) 議員・委員会からの報告等について
  - 議員からの報告なし。
- (3) その他
  - その他の議題等も特になし。

以上をもって、全員協議会を閉会した。

肝付町議会 議長 有留 智哉

